

議会議案第3号

行政組織における不適切な事務執行等の調査に関する決議の件

上記の議案を摂津市議会会議規則第14条第1項の規定により、次のとおり提出する。

令和3年5月14日提出

提出者

摂津市議会議員

三好俊範

塚本崇

香川良平

渡辺慎吾

行政組織における不適切な事務執行等の調査に関する決議

マイナンバーカード紛失事案や市民税の誤還付にかかる組織的隠蔽体質等の調査に関し、次のとおり決議する。

行政組織における不適切な事務執行等の調査に関する決議

1 調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

- (1) マイナンバーカード紛失事案にかかる組織的隠蔽体質に関する事
- (2) 市民税の誤還付にかかる組織的隠蔽体質に関する事
- (3) (1)における本市職員等に対するパワハラ疑惑に関する事

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び摂津市議会委員会条例第6条の規定により委員7人からなる行政組織の不適切な事務執行等に関する調査特別委員会を設置し、これを付託するものとする。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び第10項並びに同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

4 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、200万円以内とする。

以上、決議する。

令和3年5月14日

摂津市議会